

平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで) 事業報告書

1. 概要

※平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換いたしました。本概要は、平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係るものとして、転換前の法人についての記載です。

【沿革】

- 昭和11年 5月 商工組合中央金庫法公布(6月施行)
- 昭和11年10月 商工組合中央金庫の設立認可
- 昭和11年11月 商工組合中央金庫の創立総会開催
- 昭和11年12月 商工組合中央金庫の設立登記完了、業務開始、本所及び札幌ほか6支所開設
- 昭和60年 5月 商工組合中央金庫法改正法公布(6月施行)
- 平成18年 6月 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)公布・施行
- 平成19年 6月 株式会社商工組合中央金庫法公布(平成20年10月1日施行)

【根拠法】

「商工組合中央金庫法」(昭和11年5月27日法律第14号)という特別の法律に基づいて、昭和11年11月、政府が中小企業の組合との共同出資によって設立した半官半民の金融機関です。

【主務大臣】

主務大臣である経済産業大臣及び財務大臣の監督の下におかれています(法第41条)。

【目的】

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図るため、必要な業務を営むことを目的としています(法第1条)。

【業務内容】

①融資業務

設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の方々が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

また、中小企業の方々の多様化した資金調達ニーズに応えるべく、私募債・シンジケートローン・アセットベースレンディングや売掛債権流動化等の新しい金融手法の開発・普及にも取り組んでいます。

②預金・公金資金業務

中小企業団体（協同組合など）とその構成員（組合員）をはじめ、これらの役員の方々、公共団体、非営利法人、金融機関、債券のお取引先などから預金をお預かりしています。

③債券業務

中小企業の方々に安定した資金をご提供するため、金融債である商工債を発行して資金を調達しています。

④資金証券業務

中小企業の方々の資金調達・運用ニーズに的確に対応するため、また当金庫全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に積極的に取り組んでいます。

⑤国際業務

中小企業の事業活動を支援する総合金融機関として、外国送金、輸出入に関する業務を行うとともに、海外進出に係るご支援、海外現地法人へのご融資などあらゆる海外取引に積極的に取り組んでいます。

⑥その他

- ・ 金利、通貨等のデリバティブ取引
- ・ M&Aに関する業務
- ・ 経営情報の提供
- ・ 中金会・ユース会に対する協力
- ・ 経済調査活動 など

【定款変更】

本年度は定款変更を行いませんでした。

【資本金額及び増減】

株式会社商工組合中央金庫法附則第8条に基づく出資の払戻しにより、年度末（平成20年9月30日）の組合出資は、平成19年度末と比べて3億4,475万円減少し、1,170億5,314万円となりました。また、政府出資は、平成19年度末と同額の4,053億6,710万円でありました。以上より、年度末の資本金は、5,224億2,024万円となりました。